

本年度に実施する移住・定住支援事業の概要をお知らせします。皆様のご家族やお知り合いなどへお知らせください。なお、申請の要件は掲載された事項以外にもありますので、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

❖ ウェディングメモリアル事業補助金

市内に住む新婚世帯に対し、結婚式などの費用の一部を補助します。



◀それぞれの結婚支援制度について、詳しくはこちらから

■補助対象世帯 次の全てに該当する世帯

- ▶令和5年4月1日から令和7年3月31日までに婚姻し、夫婦共に本市に住所を有している世帯。
- ▶夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。

補助対象経費	補助対象期間	補助金額（上限）
■市内事業者を利用し、補助対象期間内に実施・購入した次の費用を合算した額 ▶結婚式 ▶披露宴 ▶フォトウェディング ▶結婚記念パーティー ▶上記いずれか複数を含む一連の商品	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	30万円

❖ 結婚新生活支援事業補助金

市内に住む新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得などの費用の一部を補助します。

■補助対象世帯 次の全てに該当する世帯

- ▶令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻し、夫婦共に本市に住所を有している世帯。
- ▶夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。 ▶世帯所得500万円未満であること。

補助対象経費	補助対象期間	補助金額（上限）
■婚姻に伴い、補助対象期間内に支払った次の費用を合算した額 ▶住宅取得費用（建物の建築・購入費） ▶引っ越し費用 ▶住宅リフォーム費用 ▶住宅賃借費用	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	⑦夫婦共に29歳以下の世帯 60万円 ⑦以外の世帯 30万円

❖ 移住・定住住宅取得支援事業補助金

平成31年4月1日以降に本市に転入し、令和5年12月1日から令和7年3月31日までに取得した住宅に入居する人に対し、住宅取得費用の一部を補助します。



◀それぞれの移住支援制度について、詳しくはこちらから

補助対象経費	補助率	補助金額（上限）
新築住宅の建築費・購入費	補助対象経費の2分の1	100万円
中古住宅の購入費		50万円
若年世帯・子育て世帯（※）は50万円加算		

（※）

若年世帯…申請者または配偶者のいずれかが40歳未満の世帯
子育て世帯…妊婦または18歳未満の子がいる世帯

❖ 移住・定住引っ越し支援事業補助金

令和6年3月1日以降に県外から本市に転入し、市内に1年以上居住する人に対し、引っ越し費用の一部を補助します（本人または同一の世帯員の転勤や通学により転入する場合などを除きます）。

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助金額（上限）
引っ越し費用（転入前の住宅にある家財道具の移転に係る費用）	⑦若年世帯・子育て世帯（※）	補助対象経費の3分の2	10万円
	⑦以外の世帯	補助対象経費の2分の1	

❖ 移住支援金

東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）から本市に転入し、青森県公式就職情報サイト「あおりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人就業した人などに対し、移住支援金を支給します。

補助対象区分	支援金の額	
世帯での転入	100万円	18歳未満の子1人につき100万円を加算
単身での転入	60万円	

あおりで、働く。



◀「あおりジョブ」について、詳しくはこちらから

❖ 医療・福祉職子育て世帯移住支援金

県外から18歳未満の子と本市に転入し、医療・福祉職に就業または資格取得のために就学した人などに対し、支援金を支給します。

補助対象区分	支援金の額	
世帯での転入	100万円	18歳未満の子1人につき100万円を加算
		ひとり親世帯は100万円を加算